



長野県地方税滞納整理機構選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定において準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項の規定による請求権を有する者の数は、次のとおりです。

令和5年6月12日

長野県地方税滞納整理機構選挙管理委員会

委員長 北島靖生



請求権を有する者の総数の50分の1の数 34,265人

請求権を有する者の総数の3分の1（その総数が80万を超える場合にあっては、その超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数

314,156人